

## 平成 25 年度定期監査( 5 )監査結果報告書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項および第 4 項の規定により、平成 25 年度定期監査( 5 )を下記のとおり実施したので、同条第 9 項および第 10 項の規定に基づきこれを提出する。

### 記

#### 1 監査の概要

##### (1) 監査の実施時期

平成 25 年 8 月 22 日から同年 9 月 2 日までの間において実日数 8 日間

##### (2) 監査の方針

今回の監査は、平成 25 年度練馬区監査基本計画に基づき、平成 24 年度の事務事業等が法令等に基づき適正に行われているかを主眼に、経済性、効率性および有効性の観点からも適切に執行されているかを検証した。特に行政財産および物品の管理については、その有効性を重点的に検証した。また、業務委託・補助金等について、所管課の履行確認が適切に行われているかに十分に留意して監査した。

さらに、施設を管理する所管課等においては、施設管理マニュアル等に基づいた施設管理が行われているか、利用者への安全確保が図られているかに留意して監査した。

##### (3) 監査の視点

勤務管理は適切か、超過勤務手当・特殊勤務手当等の支給は適正か、旅費の支給手続は適正か、現金・郵券等の金券類の保管および取扱いは適正か、予算の執行は計画的かつ効率的か、補助金等の効果および履行確認は適正か、区民利用の情報システムに係る事業について、実績の確認や効果の検証は適正か、施設管理マニュアルに基づいた施設管理が行われているか、環境配慮への取組は積極的か、遊休物品・死蔵物品等はないかを主眼として監査を実施した。

さらに、以下を重点項目として監査を実施した。

ア 業務委託や指定管理者制度の適用において、業務の運営や所管課等の指導監督が適切に行われているか。仕様書や協定書に業務内容が適切に記載され、その履行確認が適正に行われているか。職員について資格要件の定めがある場合の資格確認が行われているか。

イ 契約事務において、一般的な注意事項（複数社からの見積書徴取等）に加え、「課長契約（工事）における分割発注等の再発防止取組方針（平成 22 年 1 月 27 日付け 21 練総総経第 1029 号別添）」および「課長契約事務の適正な執行について（平成 24 年 6 月 26 日付け 24

練総経第 261 号)」が遵守されているか。

ウ 行政財産および物品の管理が適正な事務処理のもとに行われているか、それらが有効に活用されているか。

また、以下を個別項目として監査を実施した。

ア〔福祉部〕高齢者お困りごと支援事業について

イ〔健康部〕狂犬病予防注射事業について

(4) 監査対象部課等

ア 企画部情報政策課

イ 健康福祉事業本部福祉部

(ア) 経営課

(イ) 高齢社会対策課（以下の施設を含む。）

・敬老館 3 館

南田中、東大泉、石神井台

(ウ) 介護保険課

(エ) 障害者施策推進課（以下の施設を含む。）

・福祉園 2 園

氷川台、大泉学園町

(オ) 障害者サービス調整担当課

(カ) 練馬総合福祉事務所

(キ) 光が丘総合福祉事務所

(ク) 大泉総合福祉事務所

ウ 健康福祉事業本部健康部（練馬区保健所）

(ア) 健康推進課

(イ) 生活衛生課

(ウ) 保健予防課

(エ) 豊玉保健相談所

(オ) 北保健相談所

(カ) 関保健相談所

エ 健康福祉事業本部地域医療担当部

(ア) 地域医療課

(イ) 地域医療企画調整課

2 監査の結果

適正に行われていた。

3 意見

今回の監査に際して以下の意見を付す。

(1) 高齢者お困りごと支援事業の利用の拡充について

区では、75歳以上のひとりぐらし高齢者および75歳以上の高齢者のみの世帯を対象に、日常生活上のちょっとしたお困りごとを、地域の元気高齢者が解決して安心した生活を送ることを支援するとともに、元気高齢者の地域貢献活動の推進を図るため、平成22年度から高齢者お困りごと支援事業を開始した。

本事業は、練馬区シルバー人材センターの会員が、シルバーサポーターとして利用申込みのあった家庭に伺い、電球・蛍光灯の交換や軽易な庭の掃除・除草など1時間以内に行うことができる支援を行っており、利用者は、1回の利用につき500円を負担している。

事業開始以降、区では、支援事業の年間利用回数の拡充や作業内容の追加を含めた事業内容の改善を図ることで、平成24年度の年間利用件数は、282件に達した。一方で、24年度決算額313千円と事業開始当初の予算規模(22年度1,412千円)とを比較すると、その実績は必ずしも好調に推移しているとは言い難い。

今後、支援事業の周知の強化や事業内容の再構築も視野に入れた利用の拡充を図ることで、利用者がより安心した日常生活を送ることができるとともに、元気高齢者が自らその能力を発揮し、生きがいを持ちつつ生活への意欲を高めることのできる環境整備が一層図られることを期待する。

(2) 生活保護受給者からの預り金品の適正な管理について

監査の実施期間後ではあるが、光が丘総合福祉事務所が保管していた生活保護受給者からの預り金品について、平成25年9月10日に紛失が判明したことが区ホームページで公表された。

預り金品とは、生活保護受給者自身が金銭管理を行うことが困難な場合に、支援の一環としてやむを得ず受給者の金品を本人同意のもと福祉事務所で預かっているものであり、公金に準じたものではあるが、練馬区会計事務規則(昭和39年9月練馬区規則第3号)の適用を受けない。

公表および監査の実施期間後に実施した所管課へのヒアリングの結果、当該預り金品は、手提げ金庫に収納し、業務時間外は事務所内の大金庫に保管しており、業務時間中は手提げ金庫を事務室内に置いていた。また、金銭の相手方への支払は複数の職員で確認し出納簿への記載を行っていたものの、手提げ金庫からの出し入れは職員が一人で行っていたことを確認した。

区では、預り金品の紛失事故等を受け、公金に位置付けられないいわゆる準公金についての統一的な管理基準として、平成25年11月21日に練馬区準公金管理ガイドラインを策定したところである。

については、総合福祉事務所で取り扱う当該預り金品についても、事故の

再発防止と区政の信頼回復に向け、当該ガイドラインおよびマニュアル等事務処理要領に基づいた適正な管理について、組織を挙げて取り組まれたい。

(3) 狂犬病予防注射の接種率の拡大について

厚生労働省のホームページによれば、狂犬病は、発症後の有効な治療法はなく、現在日本では発生はないものの、日本の周辺国を含む世界のほとんどの地域で依然として発生しており、日本は常に侵入の脅威にさらされているとしている。狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）では、生後 91 日以上の子犬の所有者については、飼い犬の登録を義務付けるとともに、毎年 1 回、狂犬病の予防注射を飼い犬に受けさせ、注射済証の交付を受けることが義務付けられている。また、狂犬病予防法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 52 号）では、予防注射の時期は、4 月から 6 月までの間とされている。

区の畜犬登録数に対する予防注射の接種率は、年 1 回の接種が義務付けられた昭和 60 年当時が 9 割を超えていたのに対し、近年は 7 割を下回っている。また、区では練馬区獣医師会と協力して、毎年 4 月上旬の月曜日から木曜日までの連続する 4 日間、区立公園等 26 か所において狂犬病予防注射を実施しているが、この集合注射を受ける畜犬の割合は約 2 割強であり、こちらも逡減傾向にある。現在の集合注射は、平日の各会場 2 時間のみに限られることから、区民にとっては必ずしも利用しやすい環境とは言えない。

については、予防注射事業の啓発強化や、動物病院の活用も含めた区民にとって利用しやすい環境を整えることで、狂犬病予防注射の接種率の拡大が図られることを期待する。